

<申請図書の簡素化関係>



1. 構造計算概要書の廃止

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第1項表3(一)

令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物

- 同表(二)

令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物

- 同表(三)

令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物

- 同表(四)

令第81条第3項に規定する令第82条各号及び令第82条の4に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物

〈改正内容〉

各項の構造計算書の種類から「国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書」及び明示すべき事項から「国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項」を削ります。

(2) 運用改善の要旨

- 構造計算概要書については、確認申請図書に添えなければならない図書から除くこととします。
- これまで構造計算概要書に記載していた「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」については、構造計算書の一部として引き続き提出することとします。また、「構造計算書の構成が分かる目次」を構造計算書の表紙の次に記載することとします。(※)

※「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」については、規則第1条の3表3における留意事項の「その他の構造計算書の構成を識別できる措置」であるため、運用改善後も構造計算書の一部として引き続き提出することとなります。また、「構造計算書の構成が分かる目次」についても、「その他の構造計算書の構成を識別できる措置」であるため、構造計算書の表紙の次に記載することとします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記載方法

「構造上の特徴」及び「構造計算方針」の具体的な記載内容は、記載事例を参照してください。

【記載事例①：鉄骨造】

A. 構造上の特徴

①上部構造

1. 本建物は、13.2m×12.0mの平面形状をもつ、高さ11.95mの事務所である。
構造種別は、鉄骨造で、架構形式は、X方向、Y方向ともにラーメン構造である。
2. 平面・立面形状はともに整形であり、形態上特に配慮を要する部分はない。
3. 柱は、1階から3階に建築構造用冷間プレス成形角形鋼管（BCP325）を用い、塔屋階に建築構造用冷間ロール成形角形鋼管（BCR295）を用いる。柱梁接合部は、通しダイアフラム形式とし、ダイアフラムはSN490C材を用いる。
4. 柱脚は、露出型柱脚としている。大梁は、SN400B材を用いた組み立てH形鋼を採用し、現場継手は、柱芯から1m離れた位置で高力ボルト接合を用いる。
5. 小梁は、SN400A材のH形鋼を用い、床は、フラットデッキを型枠に使用した鉄筋コンクリート構造としている。
6. 外壁は、ALC版を使用し、縦壁ロック工法を用いる。

②基礎構造

1. 基礎は、敷地内で行われた2箇所の地盤調査結果を基に、GL-1.0m～-8.8mに分布する砂礫層を支持地盤とし、基礎下端をGL-1.65mとする布基礎で計画する。
2. 砂礫層は、N値30以上を示しており、それ以深の地盤は極めて密な泥岩となっており、支持地盤として液状化、圧密沈下等の問題はないと考えられる。

B. 構造計算方針

①上部構造

1. X方向、Y方向ともにルート2とする。
2. 層間変形角1/200以下、剛性率0.6以上、偏心率0.15以下の制限値を満たすことを確認する。
3. 地盤は、地盤調査結果より第二種地盤と判定し、 R_t を算定する。
4. A_i 、 R_t の算定に用いる一次固有周期は、告示式により算定する。
5. 塔屋階は、屋上への階段室であり、屋上から突出する塔屋の形状であるため、水平力として1Gの外力を用いて検討する。
6. 応力解析には、一貫構造計算プログラム「△△△△・旧認定番号〇〇〇〇」を使用する。本プログラムの適用範囲内であることは、チェックリストにより確認する（次頁の17.参照）。
7. 計算用柱スパンは1階の柱心、階高は各階の大梁・基礎梁の梁心とする。
8. 各階はRCスラブであり、吹抜け部も少ないので剛床仮定とした立体モデルで計算を行う。
9. 部材モデルとして、柱は曲げ・軸・せん断変形を、梁は曲げ・せん断変形を考慮した線材要素として計算を行う。
10. 1階の柱脚は露出型柱脚であるので、柱脚部を回転剛性バネでモデル化し、基礎梁と緊結する。柱直下の支持点でピン接合とし地盤バネは考慮しない。

11. 梁に対するスラブの剛性評価は梁の両側にスラブがある場合 $\phi = 2.0$ 、片側の場合 $\phi = 1.5$ とする。
12. 外壁の ALC 版の剛性は考慮しない。(ALC 版の取り付け工法として縦壁ロッキング工法を採用している。)
13. 鉄骨部断面設計の端部応力には、鉛直荷重時は節点モーメントを使用し水平荷重時はフェース端モーメントを使用する。柱部材は軸力・二軸曲げモーメント（直交する方向の長期応力を考慮）とせん断力を考慮して検定する。
14. 大梁の断面検定位置は、両端部・中央と両継手位置の 5 箇所で行い、柱は柱頭・柱脚の 2 箇所とする。ただし、1 階柱脚の応力は鉄骨ベース位置を採用する。
15. 柱梁耐力比は、梁崩壊を確実なものとするため、柱耐力の総和 / 梁耐力総和 ≥ 1.5 としている。
16. 仕口部及び継手部、柱脚は保有耐力接合を確認し、大梁横補剛の検討を行う。
17. 旧認定プログラムにより計算しているため、平成 19 年 6 月施行の改正構造基準に適合しているか、個別に検討し、適正であることを確認する。

②基礎構造

1. 基礎・基礎梁の設計では布基礎を用いているので、柱直下の支点反力を布基礎の等分布荷重に置き換えて基礎梁に作用させた解析結果を用い設計する。解析は上部構造のフレームを考慮する。

③その他

1. 使用上の支障に関する検討は、平成 12 年建設省告示第 1459 号第 1 に規定する条件式により令第 82 条第 4 号への適合を確認する。
2. 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁については、以下の事項について、平成 12 年建設省告示第 1458 号に従って令第 82 条の 4 への適合を確認する。なお、R 階は RC スラブであるので屋根ふき材についての検討は行っていない。
 - ・外壁 ALC 版について、強度の検討及び地震時の変形追従性能の確認
 - ・屋外に面するガラスの強度に係る検討

【記載事例②：RC造】

A. 構造上の特徴

①上部構造

1. 本建物は、10.0m×48.0mの長方形平面で、高さ30.15mの板状の共同住宅である。
2. 構造種別は、鉄筋コンクリート造で、架構形式は、X方向が純ラーメン構造、Y方向が耐力壁付ラーメン構造（地上部分の搭状比は2.88）としている。
3. 平面・立面形状はともに整形であり、形態上は特に配慮を要する部分はない。
4. X方向は、外壁部に窓開口、ドア開口や設備開口等があり、垂れ壁や腰壁によりせん断破壊が先行するおそれのある柱と梁には、その接合する部分に完全スリットを配置している。
5. Y方向に耐力壁をバランスよく配置しているため、ねじれの少ない建築物となっている。

②基礎構造

1. 当該敷地は、地盤沈下、斜面崩壊等のおそれはなく、地盤の安定性に係る問題はない。
2. 支持地盤は、GL-20.0m以深のN値60以上の砂層とする。
3. 杭は、アースドリル工法による場所打ちコンクリート杭を用いる。

③その他

1. 法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた材料として、柱フープに高強度せん断補強筋を使用している。

B. 構造計算方針

①上部構造

1. 構造計算はルート3とする。
2. 地盤は、地盤調査結果により第二種地盤と判定し、 A_i 、 R_t 、一次固有周期は告示による略算式を用いて算出する。
3. 風荷重は地震荷重より十分小さいことを確認し、水平荷重は地震荷重にて設計する。
4. 応力解析には、一貫構造計算プログラム「△△△△・旧認定番号〇〇〇〇」を使用する。旧認定プログラムにより計算しているため、平成19年6月施行の改正構造基準に適合しているか、個別に計算し、適正であることを確認する。
5. 一次設計は立体フレーム弾性解析、二次設計は立体弾塑性解析により行う。
6. 応力解析用に、柱スパンは1階の柱芯、階高は各階の大梁・基礎梁の梁芯とする。
7. 外力分布は一次設計、保有水平耐力計算とも A_i 分布に基づく外力分布とする。
8. 柱梁接合部には剛域を考慮し、剛域端は材せいの1/4入った位置とする。
9. 構造部材は、柱、梁、耐力壁、床、基礎とする。非構造部材は、袖壁、垂れ壁、腰壁、方立壁及び架構外の壁とし、これらは剛性のみ評価し、長期荷重、地震荷重には抵抗しないものとする。
10. 各階の床は、大きな開口、くびれ等がないので、剛床仮定が成り立つものとする。
11. 長期・短期の荷重時の構造部材の剛性は、剛性低下を考慮しないひび割れ前の弾性剛性（初期剛性）を用いて算定する。

12. 部材のモデル化は、柱及び梁を線材置換し、耐力壁は壁エレメント置換とする。
13. 開口付耐力壁は、開口部が2箇所以上ある場合は、包絡開口又は面積等価な開口とみなして補強を行う。
14. スラブは、スラブ端部の拘束度を考慮して版厚、配筋を決定する。
15. 2 mを超える片持ち部材は、鉛直震度 1.0 を考慮する。
16. エレベーターシャフト及び外階段はS造であり、その剛性は本体の RC 造部分に比べ小さいため、本体の解析にはその剛性を無視している。また、その鉛直荷重は直下の杭で支持しているため、地震力のみ本体負担を考慮している。その部分の力の伝達等の安全性は別途検討する。

②基礎構造

1. 上部構造と下部杭基礎構造は分離モデルとする。
2. 上部構造は、最下階ピン支持モデルと仮定して解析し、基礎バネは設けないものとする。
3. 地震時水平力に対しては、杭頭接合部を固定として各杭の杭頭変位が等しくなるように、杭の剛性等に応じて水平力を分担させる。
4. 杭頭固定時の地震時杭頭モーメントは基礎梁にて負担させる。
5. 基礎の浮上りは境界梁、直交梁の押さえ効果及び杭の引抜き抵抗力を考慮して検討する。

③許容応力度計算・層間変形角計算

1. 地震力によって生ずる各階の層間変形角が 1/200 を超えないことを確認する。
2. 断面算定用応力の位置は長期荷重時が節点応力、水平荷重時がフェース端応力とする。
3. 柱及び梁の設計用せん断力は $QD = \min(Q_L + 1.5Q_E, Q_0 + Q_y)$ とする。なお、耐力壁は係数 1.5 を 1.0 とする。
4. Y方向の妻側架構の地震時水平力は、架構部分が支える常時荷重に地震層せん断力係数を乗じた値の 0.25 倍以上を負担させる。

④保有水平耐力計算

1. 保有水平耐力計算は、曲げひび割れを考慮した静的弾塑性解析である荷重増分解析とし、脆性破壊を考慮する。
2. 解析モデルは、一次設計と同じ架構モデルにて行う。
3. 崩壊メカニズムを得るための外力分布は A_i 分布に基づく外力分布とする。
4. X方向の崩壊メカニズムは、靱性指向の全体崩壊形とし、 $D_s = 0.3 \sim 0.35$ を目標とする。
5. Y方向の崩壊メカニズムは、耐力壁がいずれかの層にて崩壊した時点とする。
6. 崩壊メカニズムは、基礎の浮上りを拘束して算定する。
7. 全体崩壊形が形成されたと判断した時点で、崩壊メカニズムがまだ形成されていない部分については解析終了時の応力と部材耐力との応力比により、部材の曲げ降伏、せん断破壊等の破壊形式を決める。それに基づき全ての部材の破壊形式、部材種別を判定し D_s 値を決定する。
8. 保有水平耐力はいずれかの階の層間変形角が 1/100 に達した場合はその時点の耐力と

する。

9. 剛性率は 0.6 以上、偏心率は 0.15 以下、 $F_{es}=1.0$ とする。剛性率及び偏心率は非構造部材を考慮する場合、考慮しない場合を算定し不利側の値を用いる。
10. 終局強度を計算する場合の鉄筋の材料強度は、基準強度を 1.1 倍した値とする。
11. 梁の終局曲げ強度にはスラブ筋を梁片側に付き 1.0m分を加算して算定する。
12. せん断終局耐力式は荒川 mean 式にて算定する。
13. 崩壊メカニズム時のヒンジ発生の許容部位は部材端部とし、大梁端部、柱の最下階柱脚、最上階柱頭とする。
14. 柱及び梁に十分な塑性変形能力を確保するためせん断破壊、付着割裂破壊及び圧縮破壊等の脆性的破壊を生じないことを確認する。

⑤その他

1. 使用上の支障に関する検討は、平 12 建告 1459 号第一の条件式により令第 82 条第 4 号への適合を確認する。

【記載事例③：木造軸組構法】

A. 構造上の特徴

1. 本建物は、延べ面積 500 m²以下かつ軒の高さ以下かつ高さ 13m以下の、令第 3 章第 3 節に該当する木造軸組構法による 3 階建て住宅である。
2. 平面形状はほぼ長方形、立面形状は階に下屋を有し棟屋根が載るセットバックした形状であるが上下階の壁線はそろっており、不整形により構造計算上の配慮を要する形状の建物ではない。
3. 柱と梁には構造用集成材を用い、土台・筋かい・たるきなどには構造用製材を用いる。軸組の接合構法は、ほぞ・蟻掛け・鎌継ぎ等の継手仕口を、接合金物で補強する方式である。
4. 鉛直構面は、X方向、Y方向ともに筋かい耐力壁と構造用合板張り耐力壁で構成するほか、せっこうボードを耐力壁以外の水平力抵抗要素として用いる。
5. 水平構面は、梁及び受け材に構造用合板の四周を釘打ちする床構面と、たるきに川の字に釘打ちする勾配屋根構面及び小屋梁組の隅角部に火打ちを設けた構面で構成する。
6. 鉛直構面の耐力壁の柱頭柱脚と筋かい端部、及び水平構面の横架材接合部は、構面の存在応力を有効に伝達できる接合金物を用いて接合する。
7. 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。敷地は平坦で高基礎や擁壁などは無く、地下室も無い。

B. 構造計算方針

1. X方向、Y方向ともに、ルート 1 の構造計算を行う。
2. 令第 46 条関連規定を満たすことを確認し、令 46 条第 2 項に基づく構造計算は行わない。
3. 地盤は、スウェーデン式サウンディング試験による地盤調査報告書に基づき、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号に規定する告示式により地盤の許容応力度を算定する。なお、本建物の地盤は、液状化するおそれはない。

4. 地盤調査報告書より第二種地盤と判定し、設計用地震層せん断力は、昭和 55 年建設省告示第 1793 号に規定する略算式により一次固有周期 T 、 R_t 及び A_i を求め、標準せん断力係数 $C_0=0.2$ として算定する。
5. 鉛直荷重と水平力に対する応力計算と断面検定及び使用上の支障に関する検討は、
 - イ. 横架材（床梁、小屋梁、母屋、たるき、根太など）については、単純梁モデルによる鉛直荷重時の曲げ応力とたわみに対する断面検定を行う。
 - ロ. 軒先のたるきについては、鉛直荷重及び負の風圧力が作用する跳ね出し梁モデルによる曲げ応力とたわみに対する断面検定を行う。
 - ハ. 鉛直荷重時の柱の圧縮力に対しては、座屈に対する柱の断面検定と、めり込みに対する土台の断面検定を行う。
 - ニ. 外周部の柱については鉛直荷重による圧縮応力と面外風圧力による曲げ応力の短期複合応力に対する断面検定を行う。
 - ホ. 耐力壁が載る梁（耐力壁の両側あるいは片側の柱の直下に下階の柱が無い条件の梁）がある場合には、単純梁モデルによる鉛直荷重時と耐力壁の存在応力の複合曲げ応力に対する梁の断面検定を行う。
 - ヘ. 外周に面する大きな吹き抜けの胴差（耐風梁）がある場合には、単純梁モデルによる面外風圧力時の梁の弱軸側曲げ応力に対する断面検定を行う。
6. 地震力と風圧力に対しては、令第 46 条第 4 項に規定する壁量計算及び平成 12 年建設省告示第 1352 号に規定する四分割法による壁の釣合い良い配置の検定を行い、さらに許容応力度計算の地震力と風圧力に対する鉛直構面の許容せん断耐力の検定を行う。なお、本建物の形状、四分割法による各方向両側端部の壁量充足率がすべて 1 を超えていることなどから、許容応力度計算に当たり偏心によるねじれ補正係数は考慮しない。また、許容応力度計算に際し、鉛直構面の許容せん断耐力にはせっこうボードによるものも加算しており、各階・各方向ごとに片筋かいの向きは左右同数となるよう計画しているため、検定は各階各方向につき 1 回（右方向加力のみ計算）としている。ただし、柱頭柱脚接合部の引抜力の検定に際しては片筋かいの向きを考慮して計算を行う。
7. 本建物の平面形状は大きなくびれ等が無く床面に大きな吹き抜けも存在しない。また、耐力壁の配置も平面バランスは四分割法を満たし壁線間距離も 4 m 程度と短く上下階の壁線もそろっている。したがって、水平構面が過大なせん断力を負担するような箇所は本建物には存在しない。さらに、水平構面の仕様は、床組は構造用合板を直張り、小屋組は隅角部に火打ち梁を入れ、構造用合板を張った勾配屋根構面としており、横架材どうしの継手仕口も羽子板ボルト等で補強されている。これらより総合的に判断して、本建物においては、水平力に対する水平構面の許容応力度計算による検討は省略する。
8. 基礎の検討は、①フーチング接地圧に対する地盤の許容応力度の検定、②基礎梁に生じる長期及び短期の曲げモーメントとせん断力に対する断面検定を行う。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化

2. 1. 非常用の照明装置

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

- 規則第1条の3第4項表1(九)

法第35条の規定が適用される建築設備

令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置

〈改正内容〉

「非常用の照明装置の構造詳細図」を削除し、各階平面図に明示すべき事項のうち「照明器具の配置」及び「予備電源の位置」を、「照明装置の位置及び構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

- 非常用の照明装置の構造については、各階平面図に明示することとし、照明装置に係る構造詳細図は提出不要とします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

「確認申請図書の簡素化の具体例」No.1(非常用の照明装置)を参照してください。

2. 2. 便所

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

- 法第36条の規定が適用される建築設備

令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所

〈改正内容〉

「便所の構造詳細図」の明示すべき事項中「便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造」を、「くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

- 水洗便所に係る構造詳細図は提出不要とします。

(3) 改正後の確認申請図書の記入方法

水洗便所については構造詳細図の提出が不要となります。

2. 3. 配管設備

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項の表(十)

法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の5の規定が適用される配管設備

〈改正内容〉

- ①配管設備の構造、覆いの有無に係る構造詳細図を提出不要とします。
- ②配管設備に講じる措置等に係る構造詳細図を提出不要とします。
- ③ガス栓の構造に係る構造詳細図を提出不要とします。
- ④排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とします。
- ⑤給水タンク等に係る明示すべき事項を1つにまとめます。

(2) 運用改善の要旨

- 配管設備に係る構造詳細図のうち仕様書等で確認可能なものは提出不要とします。
 - ・「配管設備の構造詳細図」の明示すべき事項である「配管設備の構造」「覆いの有無」については系統図等で確認することとし、提出不要とします。
 - ・構造詳細図の明示すべき事項のうち、仕様書等で確認可能なもの（給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置等）については、構造詳細図の提出を不要とし、仕様書等で確認することとします。
 - ・ガス栓に係る規定については、仕様書で確認することとし、構造詳細図の提出を不要とします。
 - ・排水トラップに係る規定については、仕様書で確認することとし、構造詳細図の提出を不要とします。
 - ・給水タンク等に係る明示すべき事項は「給水タンク等の構造」にまとめることとします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

「確認申請図書の簡素化の具体例」No. 2（防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造）、No. 3（ガス栓及びガス漏れ警報設備）、No. 4（腐食防止のために講じた措置）、No. 5（圧力タンク及び給湯設備）、No. 6（飲料水の配管設備）、No. 7（給水管）、No. 8（排水トラップ）、No. 9（排水のための配管設備）を参照してください。

【参考】配管設備に係る改正内容の整理表

		第129条の2の5 第1項			第129条の2の5 第2項		
		第四号	第七号	第八号	第一号 第二号 第三号	第四号 第六号	第五号 第六号
図書	配管設備	圧力タンク及び給湯設備	給水管、配電管その他の管	ガス栓及びガス漏れ警報設備	飲料水の配管設備	給水管	給水タンク等(給水タンク及び貯水タンク)
配置図	○種別、配置						○建築物の外部に設置する給水タンク等の位置 ○給水タンク等並びにからくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離
各階平面図	○種別、配置		○防火区画等を貫通する部分の位置、構造	○位置			○位置、構造 ○給水タンク等の周辺の状況
二面以上の断面図			○防火区画等を貫通する部分の構造	○ガス漏れ警報設備を設ける場合にあつては、当該設備及びガス栓の位置			○位置、構造 ○給水タンク等の周辺の状況
構造詳細図	○構造 ○腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置 ○覆いの有無	○安全装置の構造		○ガス漏れ警報設備の構造	○水栓の開口部の構造 ○活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	○給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 ○ウォーターハンマー防止のための措置	○さび止めのための措置 ○浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置 ○マンホールの位置及び構造 ○オーバーフロー管の位置及び構造 ○通気のための装置の位置、構造及び容量 ○給水タンク等の構造
仕様書	○腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	○安全装置の種別		○ガス栓の金属管等への接合方法 ○ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別	○水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	○給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置 ○ウォーターハンマー防止のための措置	○さび止めのための措置
計算書							
系統図	○種類、配置、末端の連結先、構造		○防火区画等を貫通する部分の位置			○止水弁の位置	
使用材料表	○材料の種別						
風道の構造詳細図							

第129条の2の5 第3項						
第一号	第二号 第五号	第二号 第五号	第二号 第五号	第二号 第五号	第五号	
排水のための配管 設備	排水トラップ	阻集器	通気管	排水槽	排水再利用配管 設備	風道
○容量及びその算 定方法並びに傾斜	○設置等の措置 ○位置、構造	○設置等の措置 ○位置、構造	○設置等の措置	○設置等の措置 ○構造		
	○排水トラップの深 さ及び汚水に含ま れる汚物が付着又 は沈殿しない措置					
○容量及び傾斜 並びにそれらの算 出方法						
	○位置	○位置	○位置	○位置		
						○構造 ○防火設備及び 特定防火設備の 位置

※赤字は改正部分

2. 4. 換気設備

(1) 規則の改正内容

〈関連条文〉

○規則第1条の3第4項表1(十)

法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の2の6の規定が適用される換気設備

〈改正内容〉

「換気設備の構造詳細図」の明示すべき事項の「直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造」を「直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造」に改めます。

(2) 運用改善の要旨

○ 換気扇の構造詳細図の提出を不要とします。

(3) 運用改善後の確認申請図書の記入方法

換気扇の構造詳細図の提出が不要となります。ただし、換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造（フード、ガラリ、ベントキャップ等）に係る構造詳細図の提出は、引き続き必要となります。

2. 5. 確認申請図書の簡素化の具体例

- No. 1 非常用の照明装置
- No. 2 防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造
- No. 3 ガス栓及びガス漏れ警報設備
- No. 4 腐食防止のために講じた措置
- No. 5 圧力タンク及び給湯設備
- No. 6 飲料水の配管設備
- No. 7 給水管
- No. 8 排水トラップ
- No. 9 排水のための配管設備

○記載ポイント

- ・照明装置の構造として、電球の種類（蛍光灯/白熱灯の別）及びソケットの材質、照明器具内の電線の種類を各階平面図に明示します。
※照明器具の性能については建築主事等の判断によることとなります。

○記載例

各階平面図

(照明装置の位置及び構造・照度を確保することができる範囲)

(照明装置の構造)

照明装置	電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考
A	白熱灯	セラミックス	二種ビニル絶縁電線	電源内蔵型
B	蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	電源内蔵型

(注) 上表の備考欄には、電源内蔵型・電源別置型の別、照明器具の性能の判断根拠等を記載します。

※照明装置の構造については、以下のように、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。

照明装置A 電球：白熱灯、ソケット：セラミックス、電線：二種ビニル絶縁電線、備考：電源内蔵型

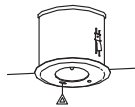


表 30分点灯後で、床面水平照度1lx以上とできる最大取付け間隔

器具取付け高さ	2.4m	2.6m	3.0m
単体配置 A1	4.0m	4.1m	4.1m
直線配置 A2	9.9m	10.2m	10.8m
四角配置 A3	8.7m	9.0m	9.6m

照明装置B 電球：蛍光灯、ソケット：フェノール樹脂、電線：フッ素絶縁電線、備考：電源内蔵型

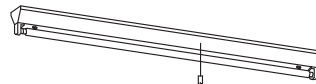


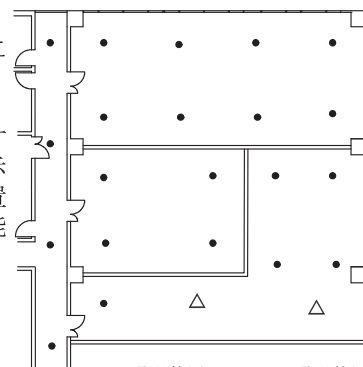
表 30分点灯後で、床面水平照度2lx以上とできる最大取付け間隔

器具取付け高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m
単体配置	管軸方向	3.2m	3.3m	3.4m	3.5m
	管軸垂直方向	4.4m	4.6m	4.6m	4.7m
直線配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m
	管軸垂直方向	11.2m	11.7m	11.9m	13.0m
四角配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m
	管軸垂直方向	11.0m	11.2m	11.5m	12.0m

(照明装置の位置・照度を確保することができる範囲)

※電源別置型の照明装置については、予備電源の位置についても平面図に明示します。

※床面において1lx（蛍光灯は2lx）以上の照度を確保することができる範囲については、平面図に照度円を明示する方法のほか、平面図に照明装置の位置及び照明装置の最大取付け間隔の表を明示する方法によることが可能です。（最大取付け間隔の表については、上記のとおり、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。）



●：照明装置A △：照明装置B

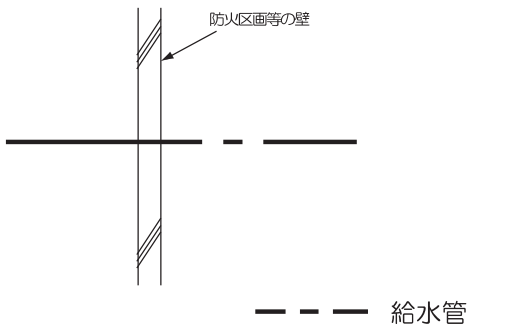
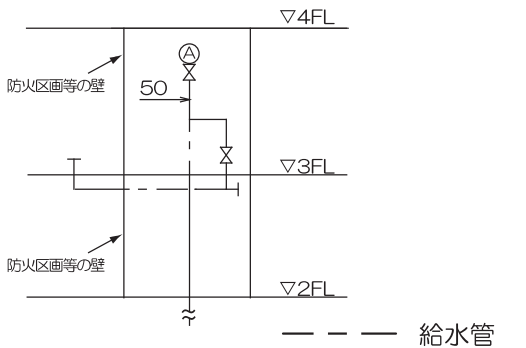
・関連条文

令第126条の4、令第126条の5 平成12年建設省告示第1830号

○記載ポイント

- ・ 防火区画等の壁を貫通する管の構造として、大臣認定番号等を平面図、系統図に明示します。
- ・ 防火区画等の壁を貫通する配管の構造に係る認定書の写しについては、構造方法等の認定データベースに登録し、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備することにより、原則として、提出は不要となります。

○記載例

<p>各階平面図 (給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造)</p>	<p>系統図 (給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置)</p>
<p><例. 給水配管></p>  <p>防火区画等の壁</p> <p>給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による 	<p><例. 給水配管></p>  <p>防火区画等の壁</p> <p>給水管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による

二面以上の断面図
(給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造)

- ・ 規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（各階平面図、系統図など）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となります。

・ 関連条文

令第129条の2の5第1項第七号 平成12年建設省告示第1422号

○記載ポイント

- ・「ガス栓及びガス漏れ警報設備」については「3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸」にのみ設置が必要となり、その他の建築物の部分では不要です。
- ・ガス栓の金属管等への接合方法、または、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別を「JISOO」等として仕様書に明示します。
- ・ガス栓を金属管等とねじ接合できず、かつ、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構を有していない場合については、ガス漏れ警報設備の構造等を二面以上の断面図、構造詳細図に明示します。

○記載例

仕様書

(ガス栓の金属管等への接続方法、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別)

(ガス栓の金属管等への接合方法を明示する場合)

ガス栓(JISOO)により、金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホースとねじ接合

(ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別を明示する場合)

過流出安全機構(JISOO)を設置

※以下のように、表を用いて明示することも可能です。

ガス栓	接続方法又は過流出安全機構の種別	接続具
JISOO	ねじ接合	金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホース
JISOO	過流出安全機構(JISOO)	(記載不要)

二面以上の断面図/構造詳細図

(ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及びガス栓の位置/ガス漏れ警報設備の構造)

ガス栓の構造が、金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホースとねじ接合ができる場合及びガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構を有する場合は、ガス漏れ警報設備を設ける必要はなく、二面以上の断面図及び構造詳細図は不要です。

・関連条文

令第129条の2の5第1項第八号 昭和56年建設省告示第1099号

○記載ポイント

・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

(腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置)

以下のように、腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のために講じた措置を明示してください。

- 土中埋設
(外面被覆のない鋼管) 防食テープ、熱収縮シート又はチューブ 等
(油管) 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法 等
- コンクリート埋設
(外面被覆のない鋼管・鉛管) 防食テープ 等
- 多湿箇所
(外面被覆のない鋼管) アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 土中埋設
外面被覆のない鋼管
 防食テープ
 熱収縮シート又はチューブ
 その他 ()

油管
 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法

- コンクリート埋設
外面被覆のない鋼管・鉛管
 防食テープ
 その他 ()

- 多湿箇所
外面被覆のない鋼管または保温のある配管
 アスファルトプライマー
 金属外装
 合成樹脂外装
 その他 ()

・ 関連条文

令第129条の2の5第1項第一号

No.5

圧カタンク及び給湯設備

○記載ポイント

- ・安全装置の種別を仕様書に「JISOO」等として明示します。

○記載例

仕様書
(圧カタンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別)

以下のように、安全装置の種別を明示してください。

逃し弁(JISOO)、膨張管(JISOO)、圧力調整装置(JISOO)、減圧水槽(JISOO)、膨張水排出装置(JISOO) 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 逃し弁(JISOO)
- 膨張管(JISOO)
- 圧力調整装置(JISOO)
- 減圧水槽(JISOO)
- 膨張水排出装置(JISOO)
- その他 ()

※以下のように、機器リストを用いて明示することも可能です。

機器番号	機器名称	機器仕様	台数
WHE-1	電気湯沸器	形式： 貯湯式電気湯沸器 付属品： 逃し弁(JISOO)	1

- ・ 関連条文
令第129条の2の5第1項第四号

No.6

飲料水の配管設備

○記載ポイント

- ・水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置（吐水口空間を確保など）を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

（水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置）

以下のように、水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置を明示してください。

「水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する」、「逆止弁を設置する」、「バキュームブレーカーを設置する」等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点

- 水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する
- 逆止弁を設置する
- バキュームブレーカーを設置する
- その他（ ）

・ 関連条文、関連告示

令第129条の2の5第2項第一号、第二号、第三号 平成12年建設省告示第1390号

○記載ポイント

・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置、ウォーターハンマー防止のために講じた措置を仕様書等に明示します。

○記載例

仕様書

(給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置)
(給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置)

(給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置)

以下のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて、当該部分に講じた防凍のための措置を明示してください。

- 屋外埋設管：凍結深度以下への埋設 (GL- m) 等
- 散水栓立ち上がり配管：水抜き栓 等
- 室内：凍結防止ヒーター(テープ式)、室内暖房、水抜き栓 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点

- 屋外埋設管
 - 凍結深度以下への埋設 (GL- m)
 - その他 ()
- 散水栓立ち上がり配管
 - 水抜き栓
 - その他 ()
- 室内
 - 凍結防止ヒーター(テープ式)
 - 室内暖房
 - 水抜き栓
 - その他 ()

(給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置)

以下のように、給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置を明示してください。

「管径を大きくして流速を小さくする」、「ウォーターハンマー防止器を設置する」、「揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する」 等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点

- 管径を大きくして流速を小さくする
- ウォーターハンマー防止器を設置する
- 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する
- その他 ()

・関連条文

令第129条の2の5第2項第四号、第六号 昭和50年建設省告示第1597号

No.8

排水トラップ

○記載ポイント

- ・排水トラップの仕様を「JISOO」等として仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

(排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置)

「JISOO」等、排水トラップの規格を明示してください。

- ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
 該当する項目にレ点
排水トラップは、JISOOによる
その他 ()

※以下のように、衛生器具リストを用いて明示することも可能です。

器具名称	参考型番	付属品	備考	1階			2階			合計
				男子 便所	女子 便所	多 機 能 便 所	男子 便所	女子 便所	多 機 能 便 所	
洋風大便器	XXXXX	他付属品一式		2	3		2	3		10
洗面器	XXXXX	他付属品一式	※排水トラップの 規格を明示	2	2	1	2	2	1	10

- ・ 関連条文、関連告示
 令第129条の2の5第3項第二号、第五号 昭和50年建設省告示第1597号

記載ポイント

- ・排水横主管及び各系統の排水立て管について、容量（管径）及び傾斜（勾配）並びにそれらの算出方法を計算書に明示します。
- ・算出方法については、排水量（排水負荷単位法の場合は、負荷単位、定常流量法による場合は、負荷流量）と排水管の容量（管径）及び傾斜（勾配）の算出のために用いた手法（排水負荷単位法、定常流量法（SHASE(空気調和・衛生工学会規格)-S 206) など）を明示します。

○記載例

計算書

（排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法）

	容量（管径）	傾斜（勾配）	排水量	備考（算定手法等）
A系統立て管	150mm	-	300単位	排水負荷単位法
B系統立て管	150mm	-	300単位	
C系統立て管	150mm	-	400単位	
排水横主管	200mm	1/200	1,000単位	

（注）

- ・排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位（単位数）を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。
- ・排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。
- ・排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。（排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。）

※以下のように、排水管の容量（管径）が明示されている平面図・系統図と一体的に明示することも可能です。

○排水管の傾斜（勾配）は、「排水管の容量（管径）に応じて、SHASE-S 206の排水管選定線図に基づく表による。」等と明示してください。

○排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。

○排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。（排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。）

A系統立て管の排水量	B系統立て管の排水量	C系統立て管の排水量	排水横主管の排水量

（注）排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位（単位数）を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。

・関連条文

令第129条の2の5第3項第一号

3. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化

3. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

○ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について構造方法等の認定データベースに登録することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出を不要とします。

規則により、建築主事等において、既に構造方法等の認定に係る認定書（以下、「認定書」という。）の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（出版物やホームページに掲載されたものを含む）によりその内容を確認できる場合には、認定書の写しについては、確認申請において提出不要となっています。

以下の構造方法等の認定については、原則として、当該認定書の写しを、構造方法等の認定データベースを通じて、特定行政庁、指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関に対して、建築確認等又は構造計算適合性判定に係る審査を目的として閲覧に供することとしています。

上記のデータベースは、認定書の内容を収録した図書として取扱えますので、平成 22 年 6 月 1 日以降は、構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付については、原則として、確認申請において提出不要となります。

○ 構造方法等の認定データベースの閲覧対象となる構造方法等の認定

- 一 法第二条第七号 【耐火構造】
- 二 法第二条第七号の二 【準耐火構造】
- 三 法第二条第八号 【防火構造】
- 四 法第二条第九号 【不燃材料】
- 五 法第二条第九号の二ロ 【防火設備】
- 六 法第二十二条第一項 【屋根飛火】
- 七 法第二十三条 【外壁】
- 八 法第三十条 【遮音】
- 九 法第六十三条 【飛び火屋根】
- 十 法第六十四条 【外壁の開口部の防火戸】
- 十一 令第一条第五号 【準不燃材料】
- 十二 令第一条第六号 【難燃材料】
- 十三 令第二十条の七第二項から四項まで 【シックハウス建材】
- 十四 令第七十条 【柱の防火被覆】
- 十五 令第百九条の三第一号 【準耐火構造同等】
- 十六 令第百九条の三第二号ハ 【準耐火構造同等】
- 十七 令第百十二条第一項 【特定防火設備】
- 十八 令第百十二条第十四項第一号及び第二号 【防火設備又は特定防火設備】

- | | | |
|-----|-------------------|------------------------|
| 十九 | 令百十二条第十六項 | 【防火区画貫通】 |
| 二十 | 令百十三条第一項第三号 | 【防火壁】 |
| 二十一 | 令百十四条第五項 | 【防火設備】 |
| 二十二 | 令百十五条第一項第三号ロ | 【煙突】 |
| 二十三 | 令百十五条の二第一項第四号 | 【防火壁の設置を要しない建築物】 |
| 二十四 | 令百十五条の二の二第一項第一号 | 【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】 |
| 二十五 | 令百十五条の二の二第一項第四号ハ | 【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】 |
| 二十六 | 令百二十六条の二第二項 | 【防火設備】 |
| 二十七 | 令百二十九条の二の五第一項第七号ハ | 【区画貫通の管】 |
| 二十八 | 令百二十九条の十三の二第三号 | 【特定防火設備】 |
| 二十九 | 令百三十六条の二第一号 | 【防火設備】 |
| 三十 | 令百三十七条の十四第三号ロ | 【防火設備】 |
| 三十一 | 令百四十五条第一項第二号 | 【特定防火設備】 |

3. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例

規則第1条の3第1項の表2の図書の書類のうち「耐火構造等の構造詳細図」の具体的な記載内容については、記載例を参照してください。

建具共通事項		名称		名称	
<p>・本表は建具関連の符号・標準仕様などを示しているが、本表に記載のない仕様は標準仕様書を適用する。</p> <p>・建具表備考欄に「防」(防)「不」(不)とあるのは、防火設備・特定防火設備・不燃建具を示し、開き戸はノンストップクローザー、埋込み戸は煙感知器連動閉鎖装置付きとする。</p> <p>・延焼の恐れのある部分にかかる建具(敷地北側延焼ラインにかかる建具)は各所特定防火設備とする。</p>		めっき鋼板・木質系セメント板表張り/軽量鉄骨下地屋根		吹付けロックウール被覆床	
<p>建具の符号(平面図の記載例)</p> <p>その他(設計者にて設定) SG:がらり符号など</p> <p>防火建具種別 (開、閉、不)</p>		<p>図面表示(平面図の記載例)</p> <p>ドアクローザー ヒンジクローザー フロアヒンジ</p> <p>トー上げ落し取付側</p> <p>(くつずりの符号 形状番号)</p>		<p>認定番号 FP030RF-**** 30分耐火</p> <p>認定番号 FP060FL-**** 1時間耐火</p>	
<p>名称 半湿式吹付けロックウール被覆/鉄骨はり</p> <p>認定番号 FP060BM-**** 1時間耐火</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製親子開き戸</p> <p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製片開き戸</p> <p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>	
<p>名称 強化せっこうボード被覆/中空鉄骨柱</p> <p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製親子開き戸</p> <p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>		<p>名称 耐熱板ガラス入鋼製片開き戸</p> <p>認定番号 EA-**** 特定防火設備</p>	
<p>名称 強化せっこうボード被覆/中空鉄骨柱</p> <p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>名称 ALCパネル・強化せっこうボード合成被覆/中空鉄骨柱</p> <p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>名称 けい酸カルシウム板張り/鉄骨柱</p> <p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>	
<p>名称 半湿式吹付けロックウール被覆/鉄骨柱</p> <p>認定番号 FP060CN-**** 1時間耐火</p>		<p>名称 押出成形セメント板張り/外壁</p> <p>認定番号 FP060NE-**** 1時間耐火</p>			

4. その他運用の円滑化に係る事項

(1) 「歩行距離」に係る記載について

- 「歩行距離」については、階ごとに直通階段に至る歩行距離が最大となるものが明らかな場合は、その最大となる歩行距離のみについて明示すればよい。

規則第1条の3第1項の表2において明示すべき事項とされている「歩行距離」については、階ごとに直通階段に至る歩行距離が最大となるものが明らかな場合は、その最大となる歩行距離のみについて明示すればよく、全居室について記載する必要はありません。

(2) 「求積図」に係る記載について

- 床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。

規則第1条の3第1項の表1、表2及び第4項の表1の図書である床面積求積図、敷地面積求積図、建築面積求積図については、作図にあたり、CAD等を用いる場合にあっては、三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については、明示することが必要となります。また、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

(3) 「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」に係る記載について

- 発熱量の根拠となるカタログ等の提出は不要です。

規則第1条の3第4項の表1(1)の「各階平面図」の明示すべき事項である「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」については、位置は各階平面図において明示し、「種別及び発熱量」については、換気設備の仕様書において「換気設備の有効換気量」とともに明示することができます。また、「発熱量」については、その算出根拠となるカタログ等の提出は必要ありません。

(4) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について

- PQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図）を記載すれば、換気設備機器のカタログの提出は不要です。

規則第1条の3第4項の表1(2)の「給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書」の明示すべき事項である「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」については、給気機又は排気機のPQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図。複数のPQ線を一つのPQ線図にまとめて明示することも可能。）を記載すれば、その根拠となるカタログ等の提出は必要ありません。

(5) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について

- 二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）（※）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要です。

建築基準法施行規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）（※）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となる。

※規則第1条の3第1項の表1及び表2並びに第4項の表一に掲げる図書に限る（規則第1条の3第6項）。

参照条文

- 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）

第 1、第 2 （略）

第 3 申請図書に明示すべき事項の取扱いについて

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請図書に明示すべき事項については、以下のとおり取り扱う。

- ① 当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はない（例えば、施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2（八）の「法第 26 条ただし書の規定が適用される建築物」については、各階平面図の明示すべき事項として「かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置」が規定されているが、これらの設備又は器具が当該計画にない場合など）。なお、施行規則第 1 条の 3 第 6 項により、同条第 1 項表 1 若しくは表 2 又は同条第 4 項表 1 に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はない。施行規則第 2 条の 2 第 3 項についても同様である。
- ② 「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」に記載する必要があるが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えない（例：前面道路幅員 30m、適用距離 25m のため道路斜線制限に適合等）。
また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合において、建築主事等が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して法第 6 条第 13 項、法第 6 条の 2 第 9 項又は法第 18 条第 12 項の規定に基づき、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、補正又は追加説明書の提出を求めることとする。
- ③ 各階平面図については、意匠（間取、各室の用途等）、各種設備の位置など、様々な事項が「明示すべき事項」となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これら全てを 1 つの各階平面図の上に明示する必要はない（意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい）。

第 4、第 5 （略）

第 6 大臣認定書の取扱いについて

- ① 法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等を有する建築物の確認申請については、原則として、施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条において求められる認定書の写し（別添図書を含む。以下同じ。）が必要となる。ただし、認定書の写しの別添図書の提出については、耐火構造等（例えば、外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定部材については、認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書が提出されていればよい。この場合において、当該図書の図面は、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 に掲げる該当する条項の構造詳細図とすることができる。
- ② 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付により、構造詳細図（具体的には、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表一（は）項に掲げる構造詳細図及び同項の表二に掲げる建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 5 節の規定が適用される建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る）の省略が可能となる。従って、これらの構造詳細図が申請図書に含まれていない場合は、確認申請時に認定書の写しの添付が必要である。なお、これらが含まれている場合で確認申請時に認定書の写しの添付がない場合には、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しの提出を受けることにより、検査において、当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確実に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることとする。
- ③ 施行規則第 3 条の 2 第十号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、施行規則第 1 条の 3 において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時に使用する建築材料が確定していない場合は、使用材料の種別が明示されていればよく、確認申請時の認定書の写しの添付は不要である。なお、確認申請時に認定書の写しを添付せずに、認定材料を使用した場合には、完了検査申請時等に、当該認定材料の認定書の写しの提出が必要となる。

また、複数の建築材料を工場を組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための情報（当該製品の製造者の連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えない。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指
第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

第 1 構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出について（規則第 1 条の 3 等関係）

- ① 構造方法等の認定に係る認定書の写しについては、当該構造方法等が申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分（以下「建築物等」という。）に用いることができること、適用される建築基準関係規定に適合すること等を確認するために確認の申請書として提出を義務付けているものである。したがって、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）において、既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているものに限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、上述の建築物等の計画が当該構造方法等によるものであることを確かめられ、認定書の写しの提出を求めていることに相当すると判断できることから、今般、認定書の写しについては、それら以外の場合で建築主事等が提出を求める場合に限りて提出することとする。
- ② 建築主事等は、提出を要しない認定書の写しの情報（自ら有している構造方法等の認定に係る認定書の写しの認定番号の一覧等）について、ホームページへの掲載、審査の窓口への備付け等により公表するほか、設計等に係る関係団体への周知を図らねばならない。
- ③ 建築主事等は、建築物等の計画に係る申請者等との事前相談時等において、あらかじめ提出が必要となる認定書の写しについて説明を行い、申請手続が円滑に行われるよう努められたい。それにもかかわらず、当該申請者等から認定書の写しの提出がなかった場合には、建築主事等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 13 項、第 6 条の 2 第 9 項又は第 18 条第 12 項（これらの規定を第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付した上で、追加説明書として認定書の写しの提出を求めるものとする。なお、規則別記第二号様式（確認申請書（建築物））において、構造方法等の認定の番号も記入することとされたことを踏まえ、認定書の写しの提出が必要であるかどうかの確認に当たっては、当該認定の番号の記載された欄を活用することとする。

第 2、第 3 （略）